

騒音規制法による地域の指定及び規制基準

区域の区分				
種別	該当地域	時間の区分		音量
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 これらに接する地先及び水面	朝	午前6時から午前8時まで	40 デシベル
		昼間	午前8時から午後7時まで	45 デシベル
		夕	午後7時から午後11時まで	40 デシベル
		夜間	午後11時から翌日午前6時まで	40 デシベル
第2種区域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 第1特別地域(※1) 用途地域に定めのない地域	朝	午前6時から午前8時まで	45 デシベル
		昼間	午前8時から午後7時まで	50 デシベル
		夕	午後7時から午後11時まで	45 デシベル
		夜間	午後11時から翌日午前6時まで	45 デシベル
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域 (第1特別地域を除く) 第2特別地域(※2) これらに接する地先及び水面	朝	午前6時から午前8時まで	55 デシベル
		昼間	午前8時から午後8時まで	60 デシベル
		夕	午後8時から午後11時まで	55 デシベル
		夜間	午後11時から翌日午前6時まで	50 デシベル
第4種区域	工業地域 (第1特別地域及び第2特別地域を除く) これらに接する地先及び水面	朝	午前6時から午前8時まで	60 デシベル
		昼間	午前8時から午後8時まで	70 デシベル
		夕	午後8時から午後11時まで	60 デシベル
		夜間	午後11時から翌日午前6時まで	55 デシベル

ただし、第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内（第1特別地域及び第2特別地域を除く。）における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値とする。

※1・・・第1特別地域（近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域のうち第1種区域に接する地域であって第1種区域の周囲30メートル以内の地域）

※2・・・第2特別地域（工業地域（第1特別地域を除く。）のうち第2種区域（第1特別地域を除く。）に接する地域であって第2種区域の周囲30メートル以内の地域）